

原子力発第13075号  
平成25年 5月28日

愛媛県知事  
中村時広殿

四国電力株式会社  
取締役社長 千葉 昭

原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

- (1) 原子炉主任技術者の選任の見直しに伴う変更
- (2) 原子力規制委員会設置法施行に伴う変更
- (3) 一般社団法人原子力安全推進協会設立に伴う変更

2. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>(目 的)</b>  第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第37条第1項の規定にもとづき、伊方発電所原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質、<u>核燃料物質</u>によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p><b>(基本方針)</b>  第2条 伊方発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動にもとづき実施する。</p> <p><b>(関係法令および保安規定の遵守)</b>  第2条の2 社長は、第2条の保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるよう基本方針を定めるとともに、必要な場合は基本方針を見直しする。  2 原子力本部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、品質保証基準（安全文化醸成・コンプライアンス推進編）を定め、これに基づき次の事項を実施する。また、審査室原子力監査担当部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、次の事項を実施する。  (1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組みの計画を、年度毎に策定する。  (2) 関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み状況を評価し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。  (3) (2)の評価結果および指示を、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組みの計画に反映する。  3 第4条の保安活動を実施する組織は、第2項(1)の計画に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識の定着に取組む。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>(目 的)</b>  第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第37条第1項の規定にもとづき、伊方発電所原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質<u>若しくは核燃料物質</u>によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p><b>(基本方針)</b>  第2条 伊方発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動にもとづき実施する。</p> <p><b>(関係法令および保安規定の遵守)</b>  第2条の2 社長は、第2条の保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるよう基本方針を定めるとともに、必要な場合は基本方針を見直しする。  2 原子力本部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、品質保証基準（安全文化醸成・コンプライアンス推進編）を定め、これに基づき次の事項を実施する。また、審査室原子力監査担当部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、次の事項を実施する。  (1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組みの計画を、年度毎に策定する。  (2) 関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み状況を評価し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。  (3) (2)の評価結果および指示を、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組みの計画に反映する。  3 第4条の保安活動を実施する組織は、第2項(1)の計画に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識の定着に取組む。</p>	<p>原子力規制委員会設置法施行に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質保証計画】</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質保証計画は、伊方発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従って、第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質保証計画は、組織の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質保証計画における用語の定義は、以下を除きJEAC4111に従う。</p> <p>(1) 原子力施設情報公開ライブラリー</p> <p>原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 <u>日本原子力技術協会</u>が運営するデータベースのことをいう。(以下、「ニューシア」という。)</p> <p>(2) PWR事業者連絡会</p> <p>国内PWRプラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施ならびに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。(以下、本条および第119条において同じ。)</p> <p>(以下、省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質保証計画】</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質保証計画は、伊方発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従って、第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質保証計画は、組織の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質保証計画における用語の定義は、以下を除きJEAC4111に従う。</p> <p>(1) 原子力施設情報公開ライブラリー</p> <p>原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 <u>原子力安全推進協会</u>が運営するデータベースのことをいう。(以下、「ニューシア」という。)</p> <p>(2) PWR事業者連絡会</p> <p>国内PWRプラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施ならびに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。(以下、本条および第119条において同じ。)</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>一般社団法人 原子力安全推進協会設立に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;"><b>第3節 原子炉主任技術者</b></p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 原子炉主任技術者（以下「主任技術者」という。）および代行者を、主任技術者免状を有する者の中から選任する。ただし、主任技術者は、原子力本部長が選任を行う。</p> <p>2 主任技術者は原子炉毎に選任し、<u>同一型式（加圧水型）の原子炉では兼任させることができる。</u></p> <p>3 <u>主任技術者および代行者は、特別管理者（主任技術者は上位の特別管理者）とする。ただし、主任技術者は、第5条に定める保安に関する職務と兼務を行わない。</u></p> <p>4 主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらためて主任技術者を選任する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 原子炉主任技術者</b></p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 原子炉主任技術者（以下「主任技術者」という。）および代行者を、主任技術者免状を有する者の中から選任する。ただし、主任技術者は、原子力本部長が選任を行う。</p> <p>2 主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3 <u>主任技術者のうち1名は、第5条に定める保安に関する職務と兼務を行わない上位の特別管理者とする。他の2名は、品質保証部または安全管理部のうち主任技術者としての判断と相反しない職務の特別管理者とする。</u></p> <p>4 <u>代行者は、特別管理者とする。</u></p> <p>5 主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらためて主任技術者を選任する。</p>	<p>原子炉主任技術者の選任の見直しに伴う変更</p>

変更前	変更後	備考																
<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間<sup>※1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、<u>電気事業法施行規則第92条第1項</u>に基づき、経済産業大臣が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※1：原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表11の2</p> <table border="1" data-bbox="175 680 1362 770"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>		1号炉	2号炉	3号炉	原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間<sup>※1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、<u>原子力発電工作物の保安に関する省令第54条第1項</u>に基づき、経済産業大臣および原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※1：原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表11の2</p> <table border="1" data-bbox="1406 680 2594 770"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>		1号炉	2号炉	3号炉	原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	<p>原子力規制委員会設置法施行に伴う変更</p>
	1号炉	2号炉	3号炉															
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月															
	1号炉	2号炉	3号炉															
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月															

変更前	変更後	備考																																				
<p>(運転員の確保)</p> <p>第12条 発電課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として<u>経済産業大臣</u>が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3 当直長は、第2項で定める者のうち、表12-2に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>表12-1</p> <table border="1" data-bbox="166 793 1356 972"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1, 2, 3および4の場合※<sup>1</sup></td> <td>5名以上 (当直長を含む)</td> <td>3名以上 (当直長を含む)</td> </tr> <tr> <td>モード5, 6および照射済燃料移動中の場合※<sup>2</sup></td> <td>3名以上 (当直長を含む)</td> <td>2名以上 (当直長を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表12-2</p> <table border="1" data-bbox="166 1045 1356 1255"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1, 2, 3および4の場合※<sup>1</sup></td> <td>3名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕</td> <td>2名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕</td> </tr> <tr> <td>モード5, 6および照射済燃料移動中の場合※<sup>2</sup></td> <td>2名以上 (班長以上)</td> <td>1名以上 (班長以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉1基以上が該当する場合  ※2：1号炉および2号炉については原子炉が2基とも該当する場合および原子炉1基が該当し他の1基がいずれのモード(照射済燃料移動中を含む)にも該当しない場合</p>		1号炉および2号炉	3号炉	モード1, 2, 3および4の場合※ <sup>1</sup>	5名以上 (当直長を含む)	3名以上 (当直長を含む)	モード5, 6および照射済燃料移動中の場合※ <sup>2</sup>	3名以上 (当直長を含む)	2名以上 (当直長を含む)		1号炉および2号炉	3号炉	モード1, 2, 3および4の場合※ <sup>1</sup>	3名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕	2名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕	モード5, 6および照射済燃料移動中の場合※ <sup>2</sup>	2名以上 (班長以上)	1名以上 (班長以上)	<p>(運転員の確保)</p> <p>第12条 発電課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として<u>原子力規制委員会</u>が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3 当直長は、第2項で定める者のうち、表12-2に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>表12-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 793 2588 972"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1, 2, 3および4の場合※<sup>1</sup></td> <td>5名以上 (当直長を含む)</td> <td>3名以上 (当直長を含む)</td> </tr> <tr> <td>モード5, 6および照射済燃料移動中の場合※<sup>2</sup></td> <td>3名以上 (当直長を含む)</td> <td>2名以上 (当直長を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表12-2</p> <table border="1" data-bbox="1397 1045 2588 1255"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1, 2, 3および4の場合※<sup>1</sup></td> <td>3名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕</td> <td>2名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕</td> </tr> <tr> <td>モード5, 6および照射済燃料移動中の場合※<sup>2</sup></td> <td>2名以上 (班長以上)</td> <td>1名以上 (班長以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉1基以上が該当する場合  ※2：1号炉および2号炉については原子炉が2基とも該当する場合および原子炉1基が該当し他の1基がいずれのモード(照射済燃料移動中を含む)にも該当しない場合</p>		1号炉および2号炉	3号炉	モード1, 2, 3および4の場合※ <sup>1</sup>	5名以上 (当直長を含む)	3名以上 (当直長を含む)	モード5, 6および照射済燃料移動中の場合※ <sup>2</sup>	3名以上 (当直長を含む)	2名以上 (当直長を含む)		1号炉および2号炉	3号炉	モード1, 2, 3および4の場合※ <sup>1</sup>	3名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕	2名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕	モード5, 6および照射済燃料移動中の場合※ <sup>2</sup>	2名以上 (班長以上)	1名以上 (班長以上)	<p>原子力規制委員会設置法施行に伴う変更</p>
	1号炉および2号炉	3号炉																																				
モード1, 2, 3および4の場合※ <sup>1</sup>	5名以上 (当直長を含む)	3名以上 (当直長を含む)																																				
モード5, 6および照射済燃料移動中の場合※ <sup>2</sup>	3名以上 (当直長を含む)	2名以上 (当直長を含む)																																				
	1号炉および2号炉	3号炉																																				
モード1, 2, 3および4の場合※ <sup>1</sup>	3名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕	2名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕																																				
モード5, 6および照射済燃料移動中の場合※ <sup>2</sup>	2名以上 (班長以上)	1名以上 (班長以上)																																				
	1号炉および2号炉	3号炉																																				
モード1, 2, 3および4の場合※ <sup>1</sup>	5名以上 (当直長を含む)	3名以上 (当直長を含む)																																				
モード5, 6および照射済燃料移動中の場合※ <sup>2</sup>	3名以上 (当直長を含む)	2名以上 (当直長を含む)																																				
	1号炉および2号炉	3号炉																																				
モード1, 2, 3および4の場合※ <sup>1</sup>	3名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕	2名以上 〔当直長または副当直長を含む班長以上〕																																				
モード5, 6および照射済燃料移動中の場合※ <sup>2</sup>	2名以上 (班長以上)	1名以上 (班長以上)																																				

変更前	変更後	備考																														
<p style="text-align: center;">第11章 記録および報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録を作成し、保存する。ただし、表132-1第45号および第46号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 組織は、表132-2に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表132-1 つづき</p> <table border="1" data-bbox="172 772 1353 1642"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第7条にもとづく記録)</th> <th>記録すべき場合<sup>※1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む<u>経済産業大臣</u>が定める5年間の線量</td> <td><u>経済産業大臣</u>が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>31. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および<u>経済産業大臣</u>が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</td> <td>その者が当該業務に就くとき</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>32. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路</td> <td>運搬の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>33. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法</td> <td>その廃棄の都度</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	記録 (実用炉規則第7条にもとづく記録)	記録すべき場合 <sup>※1</sup>	保存期間	30. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む <u>経済産業大臣</u> が定める5年間の線量	<u>経済産業大臣</u> が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	※4	31. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および <u>経済産業大臣</u> が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※4	32. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	33. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※5	<p style="text-align: center;">第11章 記録および報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録を作成し、保存する。ただし、表132-1第45号および第46号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 組織は、表132-2に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表132-1 つづき</p> <table border="1" data-bbox="1403 772 2585 1642"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第7条にもとづく記録)</th> <th>記録すべき場合<sup>※1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む<u>原子力規制委員会</u>が定める5年間の線量</td> <td><u>原子力規制委員会</u>が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>31. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および<u>原子力規制委員会</u>が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</td> <td>その者が当該業務に就くとき</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>32. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路</td> <td>運搬の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>33. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法</td> <td>その廃棄の都度</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	記録 (実用炉規則第7条にもとづく記録)	記録すべき場合 <sup>※1</sup>	保存期間	30. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む <u>原子力規制委員会</u> が定める5年間の線量	<u>原子力規制委員会</u> が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	※4	31. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および <u>原子力規制委員会</u> が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※4	32. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	33. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※5	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会設置法施行に伴う変更</p>
記録 (実用炉規則第7条にもとづく記録)	記録すべき場合 <sup>※1</sup>	保存期間																														
30. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む <u>経済産業大臣</u> が定める5年間の線量	<u>経済産業大臣</u> が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	※4																														
31. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および <u>経済産業大臣</u> が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※4																														
32. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間																														
33. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※5																														
記録 (実用炉規則第7条にもとづく記録)	記録すべき場合 <sup>※1</sup>	保存期間																														
30. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む <u>原子力規制委員会</u> が定める5年間の線量	<u>原子力規制委員会</u> が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	※4																														
31. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および <u>原子力規制委員会</u> が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※4																														
32. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間																														
33. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※5																														



変更前	変更後	備考														
<p>表132-1 つづき</p> <table border="1" data-bbox="172 342 1353 569"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第7条にもとづく記録）</th> <th>記録すべき場合※<sup>1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td> <td rowspan="2">評価の都度</td> <td rowspan="2">※5</td> </tr> <tr> <td>46. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：「警報装置から発せられた警報」とは，省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，所長がその記録を<u>経済産業大臣</u>の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※5：廃止措置が終了し，その結果が<u>経済産業省令</u>で定める基準に適合していることについて，<u>経済産業大臣</u>の確認を受けるまでの期間</p> <p>(以下，省略)</p>	記録（実用炉規則第7条にもとづく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間	45. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※5	46. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	<p>表132-1 つづき</p> <table border="1" data-bbox="1403 342 2585 569"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第7条にもとづく記録）</th> <th>記録すべき場合※<sup>1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td> <td rowspan="2">評価の都度</td> <td rowspan="2">※5</td> </tr> <tr> <td>46. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：「警報装置から発せられた警報」とは，省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，所長がその記録を<u>原子力規制委員会</u>の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※5：廃止措置が終了し，その結果が<u>原子力規制委員会規則</u>で定める基準に適合していることについて，<u>原子力規制委員会</u>の確認を受けるまでの期間</p> <p>(以下，省略)</p>	記録（実用炉規則第7条にもとづく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間	45. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※5	46. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	<p>原子力規制委員会設置法施行に伴う変更</p>
記録（実用炉規則第7条にもとづく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間														
45. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※5														
46. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果																
記録（実用炉規則第7条にもとづく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間														
45. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※5														
46. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果																

変更前	変更後	備考
<p>(報 告)</p> <p>第133条 各課長は、次に定める事項について、直ちに所長および主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第87条関連)</p> <p>(2) 第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合</p> <p>(3) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第100条または第101条関連)</p> <p>(4) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第113条関連)</p> <p>(5) 実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2 所長および主任技術者は、前項で定める事項について報告を受けた場合、原子力部長に報告する。</p> <p>3 原子力部長は、前項の報告を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。</p> <p>4 第1項(1)に定める事項に該当した場合は、直ちに<u>経済産業大臣</u>へ報告する。</p>	<p>(報 告)</p> <p>第133条 各課長は、次に定める事項について、直ちに所長および主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第87条関連)</p> <p>(2) 第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合</p> <p>(3) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第100条または第101条関連)</p> <p>(4) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第113条関連)</p> <p>(5) 実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2 所長および主任技術者は、前項で定める事項について報告を受けた場合、原子力部長に報告する。</p> <p>3 原子力部長は、前項の報告を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。</p> <p>4 第1項(1)に定める事項に該当した場合は、直ちに<u>原子力規制委員会</u>へ報告する。</p>	<p>原子力規制委員会設置法施行に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)  第1条 この規定は、<u>経済産業大臣</u>の認可を受けた日から10日以内に施行する。  2 第74条の表74-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)  第1条 この規定は、<u>原子力規制委員会</u>の認可を受けた日から10日以内に施行する。  2 第74条の表74-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</p>	<p>原子力規制委員会設置法施行に伴う変更</p>